

1 基本的事項

- 計画策定の趣旨
ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を講じ、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。
- 計画の位置付け
ギャンブル等依存症対策基本法に定める
「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- 計画の期間
令和8年度～10年度（3年間）
- ギャンブル等依存症の定義
ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または、社会生活に支障が生じている状態

2 現状

- ギャンブル等依存症が疑われる者の推計数（過去1年以内）
（令和5年度依存症に関する調査研究事業（久里浜医療センター）調査結果の割合をR6.10.1県人口により換算）
【過去1年以内 男性】全国推計割合：成人の2.8% ⇒ 県内：約1万9千3百人
【過去1年以内 女性】全国推計割合：成人の0.5% ⇒ 県内：約3千7百人
合計：約2万3千人
- 県内のギャンブル等依存症外来患者数
R2年度：33人 R3年度：1～9人 R4年度：30人
- ギャンブル等依存症相談件数（県内の相談拠点へ寄せられた相談件数）
【来所相談】R4年度：111件 R5年度：116件 R6年度：91件
【電話相談】R4年度：104件 R5年度：125件 R6年度：286件
- 県内公営競技の状況
【競輪】四日市、松阪 【モーターボート】津
- 医療提供体制
【専門医療機関】榊原病院 県立こころの医療センター 松阪厚生病院 南勢病院
【治療拠点機関】榊原病院 県立こころの医療センター
- 相談支援体制
【相談拠点】三重県こころの健康センター 各保健所（9か所）

3 基本理念と基本方針

- 基本理念
ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を講じることにより、ギャンブル等依存症である者及びその家族が支援を受けて、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会の実現をめざします。
- 基本方針
○ギャンブル等依存症の発症・進行・再発を防止します。
○ギャンブル等依存症当事者とその家族を支援します。
○多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との連携を図ります。

4 取組（現状等～これまでの実施状況及びめざす姿～取組）

1 予防教育・普及啓発

ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

オンラインカジノへの違法性についての広報・啓発等

公営競技のオンライン化への対応

2 早期発見・早期介入

関係機関の連携体制の構築

3 相談体制の充実

当事者、家族等からの相談に応じる支援体制の充実

4 治療体制の整備・充実

治療拠点機関及び専門医療機関の整備・充実

5 人材育成

ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び育成

5 計画の推進体制等

- 多機関の連携・協力による総合的な取組
- 計画の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直し
- P→D→C→Aのサイクルによる計画的な不断の取組